

(重要) 本事務連絡は、8月1日(月)付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各府省庁等に発出された「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(依頼)」に基づき周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長  
文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの  
証明書等の取得に関する配慮について

今般、令和4年7月29日に持ち回りで開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部(第95回)」において、「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され、療養開始時の検査証明を求めないことの徹底を要請することなどが示されました。

同決定を踏まえて、令和4年8月1日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各府省庁等宛てに「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(依頼)」(別添)が発出されております。

同依頼においては、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関して、以下のような内容を、各省庁から所管団体及び独立行政法人等へ要請することとされています。

- ・ 従業員等が自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと
- ・ 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと
- ・ 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと

- ・ 従業員等以外の者（顧客や来訪者など）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと

各団体におかれましては、これらの内容について改めて御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別感染拡大予防ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

加えて、各団体においては、本事務連絡の趣旨を踏まえて、必要に応じて業種別感染拡大予防ガイドラインの改定を行うなど、これまでのルールの見直しも含めて適切に検討いただくとともに、ルールの見直し前においても、本事務連絡の趣旨にのっとり、活動の実施に当たって必要以上の検査結果の証明書等の提出を求めないものとするなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・ 令和4年7月29日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第95回）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai\\_r040729.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040729.pdf)

本件連絡先 文化庁政策課 電 話：03-6734-2809（直通） メー ル：s-kikaku@mext.go.jp
--

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 1 日

〔 各 府 省 庁 〕  
〔 各 外 局 〕 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に  
対する配慮に関する要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでで最も高い感染レベルを更新し続けており、医療提供体制への影響も含め最大限の警戒感をもって注視していく必要がある。

こうした中で、令和 4 年 7 月 29 日に新型コロナウイルス感染症対策本部において「病床、診療、検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され、療養開始時の検査証明を求めないことの徹底を要請することなどが示されている。

本決定の趣旨を踏まえ、各府省庁及び各外局においては、下記の内容について、所管団体及び独立行政法人等への要請を依頼する。

記

一 従業員又は生徒等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

※ 有症状の場合は 10 日間、無症状の場合は 7 日間。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

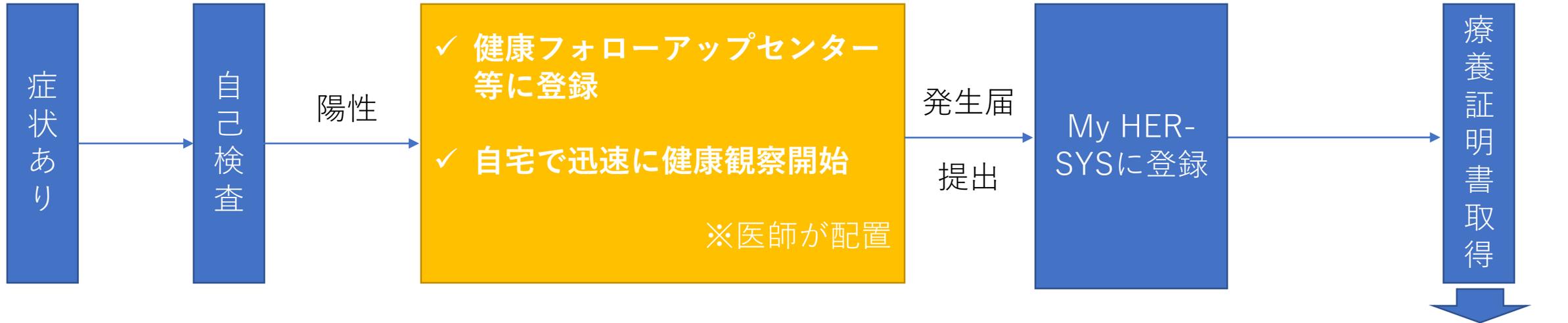
四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

※ 今般の急速な感染拡大の中、当面の間、保健所等における療養証明書の申請の受付を一時中止し、地域の感染状況に応じて業務を再開することとして差し支えない取扱いとしている。

# 有症状者が陽性となった場合の流れ（軽症者・自宅療養）

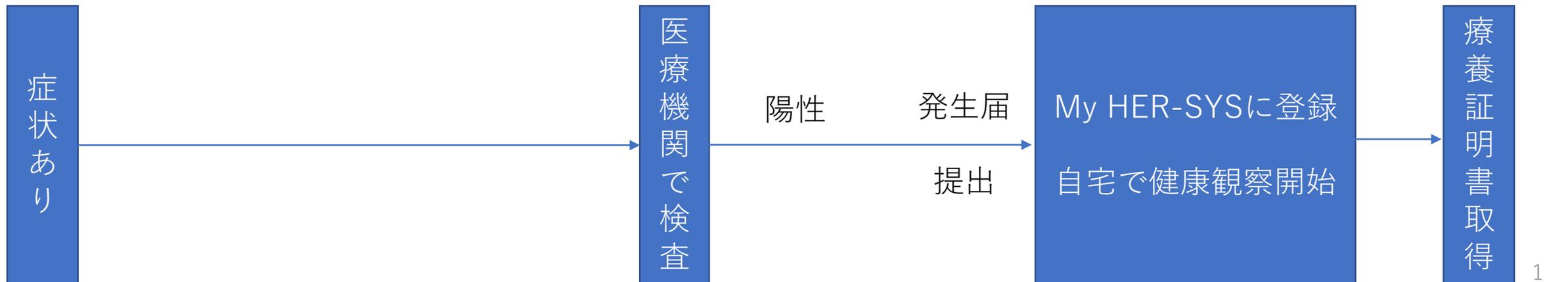
## 1. 医療機関を受診せず健康フォローアップセンターを活用する場合

千葉県、東京都（検討中）、神奈川県、大阪府（検討中）、沖縄県 ※順次実施されるため、自治体の最新の情報をご確認下さい。



取得方法は次頁参照

## 2. 医療機関を受診する場合



# My HER-SYSで療養証明書を表示する方法

～検査を実施し自治体の健康フォローアップセンター等で感染者として登録された方が表示されます～

①



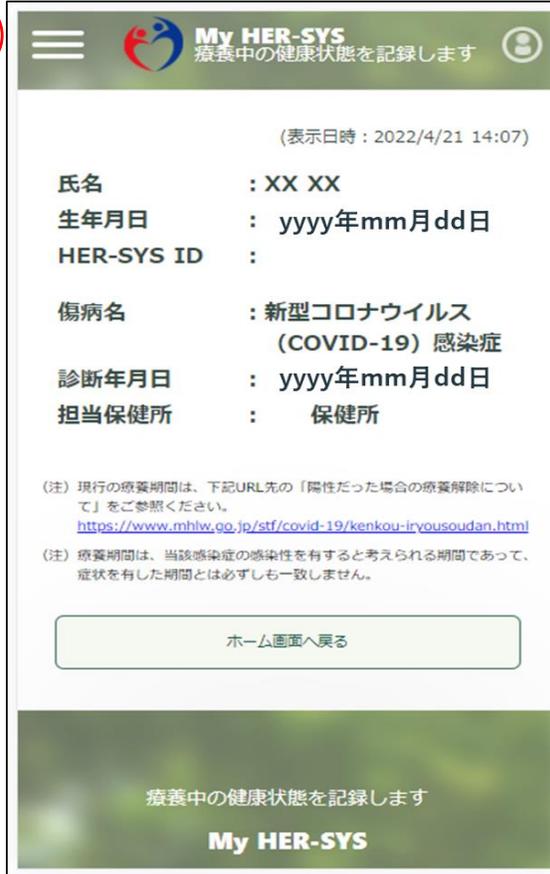
①メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。

②



②対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明書を表示する」をクリック。  
※日本語以外の言語には対応していません。

③



③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。

# My HER-SYSで取得した療養証明書のサンプル

自宅等で療養を開始する際に事業所等から検査の結果を証明する書類の提出を求められた場合は、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類ではなく、本証明書を活用していただくようお願いします。



**My HER-SYS**  
療養中の健康状態を記録します



(表示日時 : 2022/4/21 14:07)

氏名 : XX XX  
生年月日 : yyyy年mm月dd日  
HER-SYS ID :  
傷病名 : 新型コロナウイルス  
(COVID-19) 感染症  
診断年月日 : yyyy年mm月dd日  
担当保健所 : 保健所

(注) 現行の療養期間は、下記URL先の「陽性だった場合の療養解除について」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html>

(注) 療養期間は、当該感染症の感染性を有すると考えられる期間であって、症状を有した期間とは必ずしも一致しません。

ホーム画面へ戻る

療養中の健康状態を記録します

**My HER-SYS**